

1. 社会的使命と責任

農業が社会から必要とされる産業となることを目指し、経営者として自らの経営の社会的責任を果たす。

項目	取組主体	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度以降
<p>(1) 農業法人の社会的責任の明確化</p> <p>100年継続するような、時代に適応する農業経営を実現するうえで、単に利益の獲得を目指すだけでなく、環境問題や様々な社会的側面に配慮して経営を行うことが重要。 農業法人が果たすべき社会的責任を検討・発表し、会員への浸透を図る。</p>	協会	<div data-bbox="698 448 1061 504" style="border: 1px solid black; background-color: yellow; padding: 2px;"> 会員に対する企業の社会的責任に関する意向・実態調査 </div> <div data-bbox="698 555 1061 611" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 企業の社会的責任に関する研究会 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・企業のリスクの洗い出し リスク対策 リスク低減 ・企業姿勢の明確化 土気向上 ・経営、組織体制の見直し 経営の効率化 ・環境、安全性の考慮 新商品、新サービス ・労働環境の向上 優秀な人材の確保 ・企業イメージ、ブランドの向上 	<div data-bbox="1429 555 1778 611" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 農業法人が果たすべき社会的責任について提言 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・その他、業界ガイドライン制定の提言など <div data-bbox="1496 715 1845 770" style="border: 1px solid black; background-color: yellow; padding: 2px;"> 会員に対する取組状況実態調査 </div> <div data-bbox="1106 788 1456 844" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 農業法人の社会的責任に関する意見交換 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者団体 ・経済団体 ・農業団体 など 		
	会員	<div data-bbox="698 1209 1061 1265" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 社会的責任への取組 </div>			

1. 社会的使命と責任

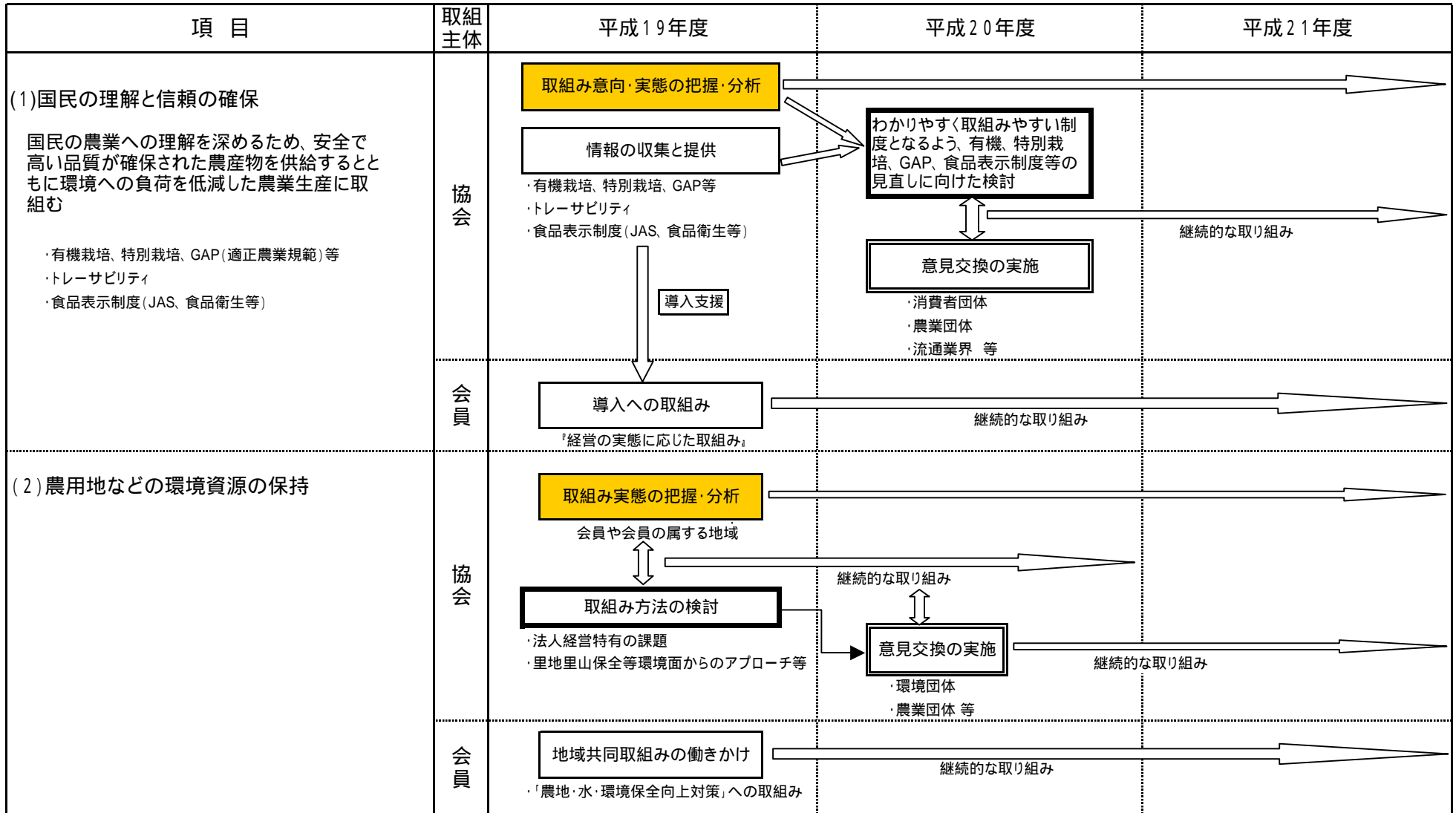
国際社会において、日本農業の評価を高める

日本国内での食料、農業、農村への理解を深める(商品ブランドの確立)
異業種との連携を図る(食品産業・食品流通業との連携により、素材輸出・加工品輸出へ)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
(2)輸出先および輸出に取り組む会員の拡大			
品目別、国別にデータベースの整理	輸出展開をしている会員を対象にアンケートを実施中		
	関係団体について継続的な実態調査並びにデータの収集を依頼する		
輸出先現地の市場調査 会員の意識高揚	上記アンケート結果をふまえて調査の実施		
	補助事業の利用(現地調査の際に、会員の売りたい商品を商談し、年間3アイテム以上販売)		
見本市その他イベントの実施(参加)	農林水産省・JETRO等における見本市・商談会への参加	継続的な実施	
	在日外国大使館における日本産食材等に関する希望情報の収集および食材提供 概ね2カ国(らい(香港・シンガポール)	継続的な実施	
		海外にある日本大使館における日本産食材等に関する希望情報の収集・食材の提供	継続的な実施
既往取引先に対するフォロー	調査、イベント開催時における後方支援 会員間連携(ついで営業)	継続的な実施	
-1 日本ブランドの確立・維持			
-2 品質の低下を防ぐためにも ジャパンブランドの確立	高品質なものを提供していくためのあり方を検討(ブランドの確立等) 既存の認証機関の調査等を含む	継続的な実施	
-3 知的財産権の保護	協会会員に対するアンケートの実施 (権利侵害等に関する実態調査)		
総合的な事業取組み結果の評価・報告			
輸出により、商品の価値を高め(ブランドの確立)、 日本農業の評価を高める。 および継続的なフォローアップ。			(対平成18年比) 輸出額50%up以上 新規輸出10アイテム以上 (参考:国の目標:41%up)
			自己評価 報告
			3年間の取組みに対する自己評価・報告

2. 生命と環境への理解に向けて

リスクコミュニケーションの考え方に基づき、GAP(適正農業規範)などを導入し、安全管理を向上させる
 有機農業・特別栽培等を進め、環境負荷の少ない農業を実現する
 農地や用水路など地域環境資源の保持を地域全体で取組む



3. 食農融和の実現

農業について生活者との相互理解を進め、食農融和を実現する。
 食と農の断絶を解消するため、農業者自らの問題として食農教育に取り組む。
 幼稚園、小中学校や公共機関との連携により、農業が身近なものであることを子供達に伝え続ける。

項目	取組主体	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度以降
(1)食農教育に取り組む会員の拡大 食農教育活動の手引書づくり 農業者が取り組む食農教育活動を類型化(イベント型、グリーンツーリズム型、セミナー型など)し、質と効果を向上させるため、教育性、娯楽性、集客性などを考慮した手引書を策定する。	協会	会員に対する実態調査 (例)NPO法人を設立し自社の経営と別に食農教育活動に取り組む 消費者、教育界等に対する意向調査	手引書の作成 意見交換・アドバイス	定点観測により活動の成果を確認	手引書の見直し
	外部	消費者団体、教育界との意見交換	食農教育に関するタウンミーティング(ブロック交流会) アドバイス		
取組の推進 会員個々の取組みの他、統一の取組みとして、会員が近隣の小学校の「かかりつけ農業者」となって食農教育活動を行う(1社1学校運動)	協会	会員に対する啓発活動	活動実績報告	会員に対する手引書の普及活動	
	支部	単年度ごとの実績把握・とりまとめ			
	会員	取組・実績報告		2009年度における取組会員数現況の%増 ・手引書を活用するなどにより「かかりつけ農業者」に(1社1学校運動)	(仮)2016年度までに全会員が取り組む
(2)提言・提案	協会	上記の行動を通じて必要に応じて提言・提案等とりまとめ	(例)教育行政における食農教育の位置づけ・国の責務の明確化(義務教育化・「食農憲章」の制定) (例)食農休暇制度の提唱 など		

4. 農と地域

活気ある「農のある」地域づくりを進め、地域に経済的社会的効果を生み出す。

項目	取組主体	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度以降
<p>(1) 「農のある」地域づくり</p> <p>農村地域社会の形成に不可欠である農業は、その根源たる「土づくり」をはじめとする生産活動に付随して、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成など、多面的な機能を発揮している。農業が地域社会に果たしている多面的機能、あるいは果たすべき役割を検証し、その価値を明らかにする。</p>	協会	<p>会員に対する実態調査（事例の収集）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農産物加工など地域内部で「農」の高付加価値化の取組 ・「まちむら交流」など地域外部との連携の取組 ・地域資源の利活用の取組 	<p>事例の発信</p> <p>↓</p> <p>「農と地域」に関する意見交換</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者団体 ・経済団体 ・農業団体 など <p>↓</p> <p>「多面的機能評価シート」の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個々の農業経営が果たしている多面的機能を評価 	<p>農と地域の一体化によりヒト・モノ・カネ・情報を生み出す仕組みの検討</p> <p>（例）地域の若者の取組を支援するNPO法人やファンドの提唱</p>	
	会員	<p>地域づくりの取組</p>			
<p>(2) 都市農業の認知・展開</p> <p>農（緑）が、都市・農村の地域差に関係なく地域住民に安らぎを提供することを再認識</p> <p>都市や農村のように地域を限定せず、国をあげて地域の実状に合わせた全農地における農業振興を検討</p> <p>基本法第22条を等しく享受できるべく、農業を続ける限り、その農地を農振地とする等の新たな仕組みの創設を検討</p>	会員	<p>交流・意見交換を通じ認識を高める</p>	<p>地域住民との交流や、農業者同士の意見交換を通じ、地域に関わりなく、同じ『農業』であることを再認識する</p>		
	協会	<p>『農振地』という仕組みを検討</p>	<p>行政や他団体との意見交換を通じ、新たな仕組みを創設</p>		

5. 農産物の生産と供給責任
 農産物の安定供給に対し一定の責任を負う。
 食料の非常事態を担保する国の制度の更なる整備を促す。

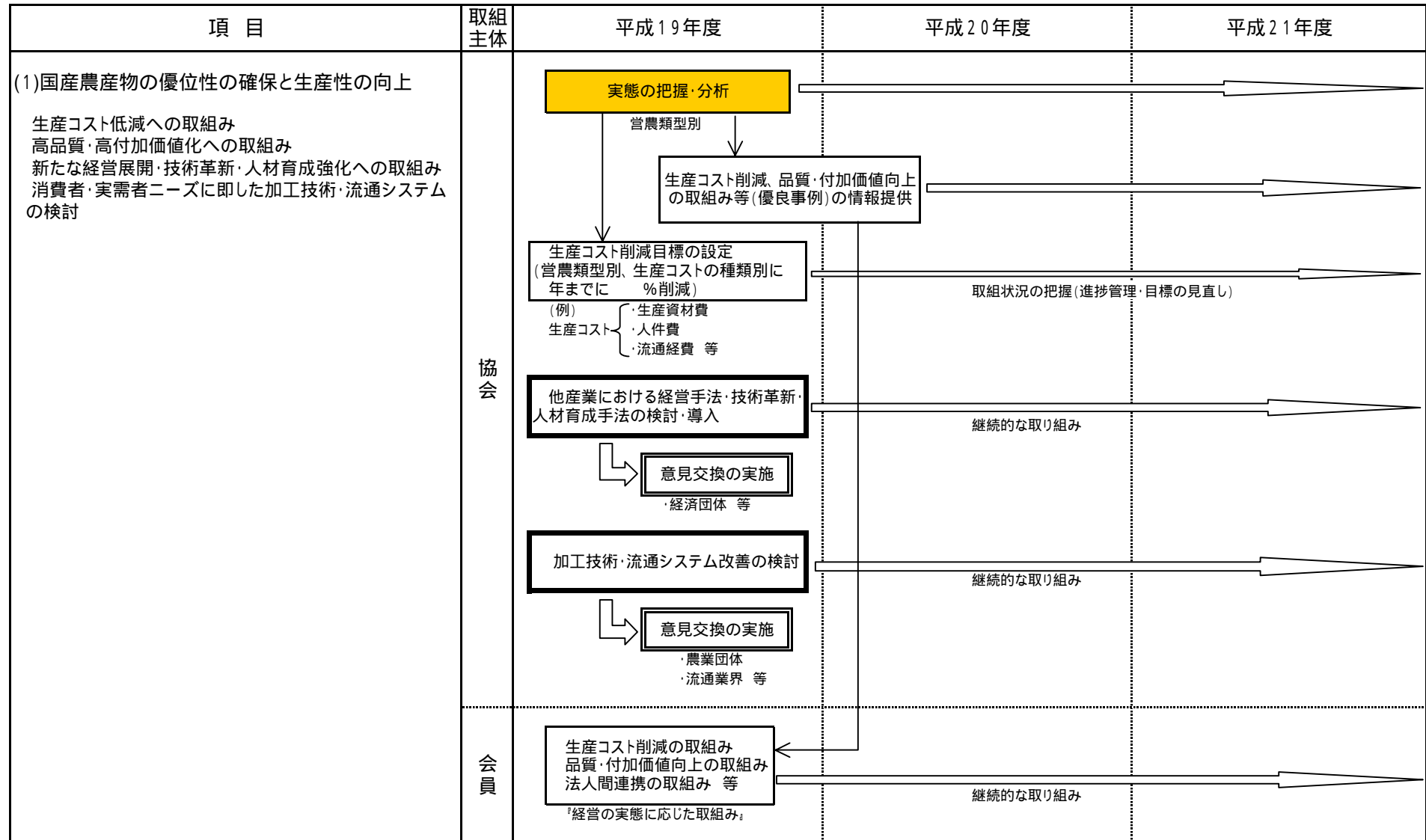
項目	取組主体	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度以降
<p>(1) 農産物の供給責任の明確化</p> <p>農産物の供給責任について、国の責務、農業者の責務、国民の責務など主体別に明確にして、生活者、産業界等と広く認識を共有する。</p>	協会	<p>食料安全保障等に関する研究会</p> <p>国内における生産資源の最適配分(適地適作)等に関する研究会</p> <p>国境措置のあり方等に関する研究会</p> <p>食と農に関するリスクコミュニケーションの研究会</p> <p>豊作が消費者に喜ばれるための取組の検討</p>	<p>生活者、産業界等との意見交換 認識の共有</p> <p>農産物の供給責任に関する意見の 取りまとめ</p> <p>具体策の実行 (例)産地廃棄に代わって「野菜無料収穫ツアー」実施 など</p>		
<p>(2) 自立的経営の確立</p> <p>農業者が農産物の供給責任を全うするには自立的経営が確立されていることが前提であることを踏まえて検討</p>	協会	<p>会員に対する実態調査 ・認定農業者 ・品目横断的経営安定対策加入者など</p> <p>会員に対する経営政策のあり方・政策ルート等に関する意向調査</p>	<p>会員における認定農業者等の拡大 推進</p> <p>経営政策のあり方・政策ルート等に関する検討 ・認定農業者の認定基準・審査・事後フォロー等のあり方(国民に認められる制度になっているか) ・品目別政策(野菜・果樹・畜産など)について ・契約野菜安定供給制度のあり方(産地要件など、自立的経営の発展に合うものか)</p>	<p>・対19年度比 %の増加を目指す</p>	

5. 農産物の生産と供給責任

項目	取組主体	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度以降
(3) 食料自給率向上のための取組 都道府県ごとの取組み 都道府県別の食料自給率を踏まえて検討	支部	都道府県ごとに取組み事項を検討	都道府県ごとに取組み(実行) ・都道府県間での情報交換		
	協会	会員に対する実態調査・意向調査 ・自給コストの検証 ・自給に対するインセンティブの把握	作付拡大に向けて必要な措置を検討 (例) 交付金等の要件として国産飼料使用や未利用資源の活用を義務付ける (例) 増収品種の開発 (例) 内外価格差を補う施策 (例) 河川敷の草地利用の推進 (例) 「霜降り至上主義」への異論(粗飼料を主体とする肥育方式の評価向上に向けた取組み) (例) 食品全般への原料産地表示の検討		
飼料・大豆等の自給拡大 飼料及び大豆などの生産拡大は、食料自給率への影響が大きいこと、国内農業の経営基盤安定に寄与することから、飼料、大豆などの自給率に着目し、その増産を図る取組みを検討	会員			飼料・大豆等の作付拡大	
社会的コンセンサスの形成 なぜ国産農産物が必要なのか、なぜ食料自給率を向上させる必要があるのか、ということに関する社会的な合意形成に向けての取組	協会	生活者・産業界等への意向調査 ・自給率に対する意向・認識を把握 ・農業に対する認識を把握	食料の輸入に伴うリスクに関する生活者・産業界等との研究会 ・農産物のバイオエネルギーへの利用 ・世界的な水不足 ・中国、インド等における生活水準の向上などの情勢下で食料を他国に依存するリスクを検討	生活者・産業界等との認識の共有	
				<目標> 食料自給率向上のために国は必要な措置を講じる責任があると認識する世論の % 拡大	

6. 競争力強化

日本農産物の品質の優位性を堅持し、生産性向上等により競争力を強化する。
生産条件の格差について国内外に理解を求める。



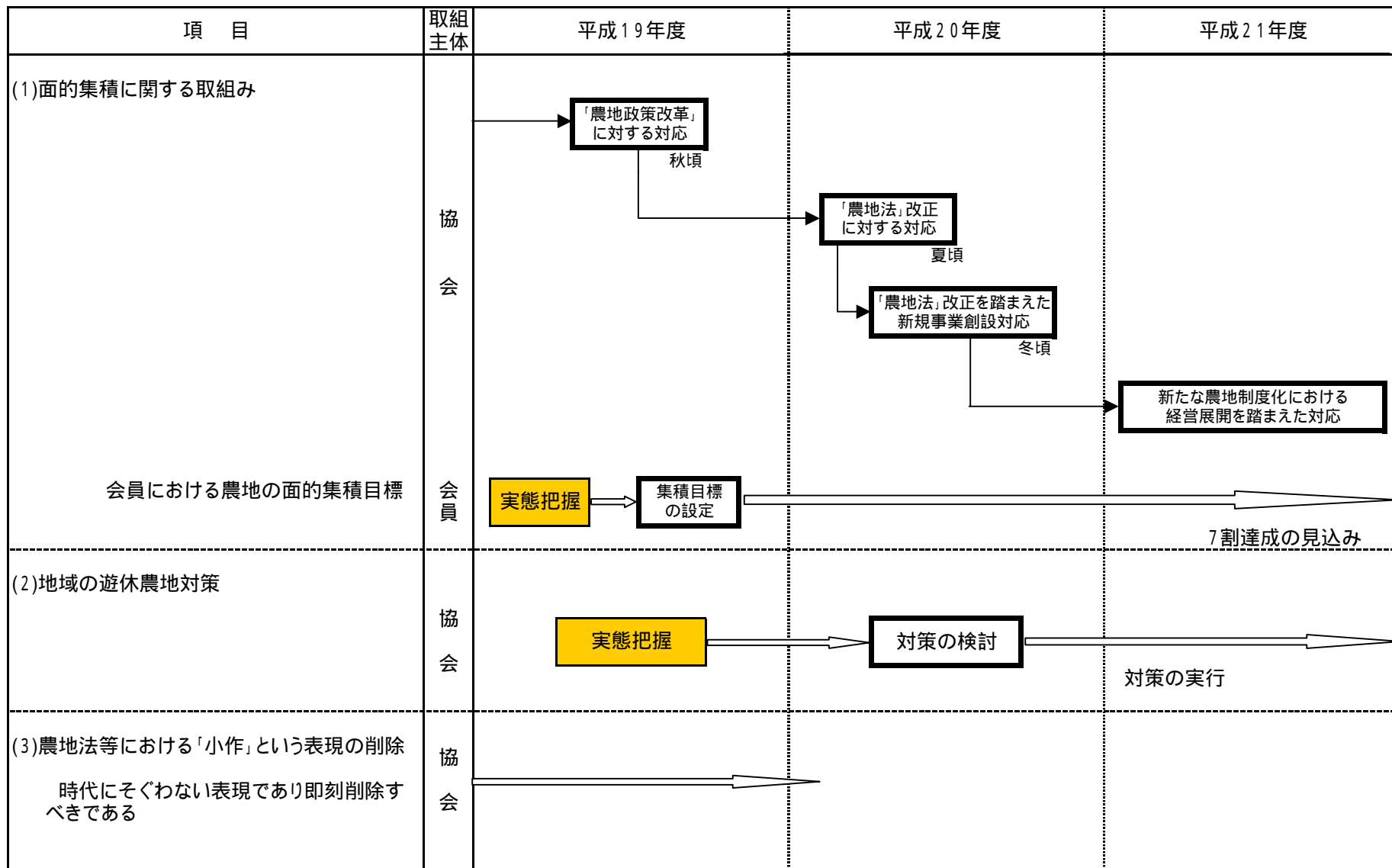
6. 競争力強化

【WTO・FTA / EPA交渉に対する考え方】

項目	取組主体	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度以降
<p>(2)生産条件格差等について</p> <p>生産条件格差に関する検証</p> <p>国境措置について論じる上で、生産条件格差の科学的検証が必要 農産物輸出国との格差は単に経営規模だけでなく、気象条件等（日照、降水量、温度、湿度、土壌等）も大きな要因であるはず</p> <p>食料需給見通しに関する検証</p> <p>国境措置について論じる上で、農産物のバイオエネルギーへの利用の流れを踏まえた世界の食料需給の見通し、将来推計の整備が必要</p>	<p>協会</p>	<p>前項「5. 農産物の生産と供給責任」の「(1) 農産物の供給責任の明確化」においてあわせて検討。</p> <p>農産物輸出国の調査</p>	<p>国境措置に関する提言</p> <p>・生産条件格差に対する国の支援措置はどこまで必要であるか</p>		

7. 農地問題

農地の所有は有効利用の義務を伴うということが明確に認識されなければならない。このために、農地及び土地制度の見直しを行うべきである。
担い手等への農地の面的集積を加速する必要がある。
増大する遊休農地について、維持活用すべき農地と山林等へ転換すべき農地の仕分けを速やかに行うべきである。



8. 技術・サービス・情報

研究開発や様々な企業・組織との関係構築により、知的資源の融合、高度化を実現する。

項目	取組主体	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度以降
<p>(1) 「工」、「商」との連携</p> <p>これまで農業分野に入ってこなかった高度な技術・サービス・情報を得られる仕組みの検討</p>	協会	<p>地域の中小企業との連携 ・中小企業基盤整備機構との連携体制の整備</p> <p>会員に対する他産業との連携に関する実態・意向調査</p> <p>他産業との連絡会議の検討・準備</p>	<p>具体的事業の実施</p> <p>連絡会議の立ち上げ・運営</p> <p>農業参入のあり方等について意見交換</p>		
<p>(2) 農業における知的財産</p> <p>農業法人として活用し得る知的財産の洗い出し、活用策の検討</p>	協会	<p>知的財産に関する勉強会</p> <p>会員に対する知的財産に関する実態・意向調査(活用事例等)</p>	<p>知的財産の洗い出し・活用策の検討</p>	<p>農業におけるノウハウの保護ルールに関する提言</p>	

9. 投資、金融、税制

革新的な農業経営に対応できる新たな投資、金融、税制の整備を促す。

項目	取組主体	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度以降
<p>(1) 農業における環境等格付け</p> <p>農業経営が生ま出している多面的な価値を金融機関等第三者が評価する仕組み(「農業版環境格付融資制度」)について検討</p>	協会	<p>金融機関、他産業等との勉強会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業が生ま出す価値の検証(環境負荷等負の面も含む) ・ フードマイレージ・仮想水 ・ 環境格付け 	<p>金融機関、他産業等との意見交換</p> <p>会員に対する実態・意向調査</p>	<p>提言・提案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融機関への環境格付け融資制度の導入を提言 	
<p>(2) 地域ファンド・農業ファンド</p> <p>次代に誇れる農業法人の多角的かつ公益的な事業による地域波及効果を最大限に発揮するためのファンドについて検討</p>	協会	<p>金融機関、他産業等との勉強会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ファンドを活用し地域が農業を支え農業が地域活性化の軸となる仕組み ・ 若者の地域リーダーとしての活動を支援する仕組み 	<p>金融機関、他産業等との意見交換</p> <p>会員に対する実態・意向調査</p> <p>「農業ファンド審査機構」など必要な条件整備の検討</p>		
<p>(3) 事業再生</p> <p>農業特有の経営資源である農地等を無駄にして耕作放棄地等が拡大することのないように、農業における事業再生のあり方を検討</p> <p>破綻に至る前のセーフティネットのあり方について検討</p>	協会	<p>会員に対する実態・意向調査</p> <p>弁護士等との農業経営における事業再生に関する研究会</p> <p>金融機関、他産業等との研究会</p>	<p>提言・提案</p>		
<p>(4) 上記に関係する税制の検討</p>	協会	<p>(例) 農業が環境面に果たす役割を評価し、農業者が受益者となるような税制の要否</p> <p>(例) 事業再生における農地継承に係る税制特例の要否</p> <p>(例) 耕作放棄等に対する課税強化の要否</p> <p>(例) 経営支援策を「補助」から「減税」にシフトさせる税制の検討</p>			




10. 人材の育成

自らの経営における人材育成のあり方を検証し、経営継承のための人材確保・育成に取り組む。
 他産業や研究機関等と連携し、新技術・高度技術の取得・導入に取り組み、知的資源を内部化する。
 他産業の経営者との交流を通じて情報収集、自己研鑽に努める。
 海外の農業の実態把握、海外の農業者等との交流を通じて地球的規模の視点で物事を判断する能力を養う。

項目	取組主体	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	全ての共通課題	個々の経営における経営理念の明確化	従業員への周知・徹底 農業を『好き』なことが前提	
(1) 経営継承のあり方について ・ 継承者の選定・確保 ・ 継承に向けての準備	会員	経営情報の公開 権限・責任の明確化 継承者の選定・確保	継続的な取り組み 継続的な取り組み 家族員構成内での継承か、家族外からの確保による第三者継承か	
(2) 経営者・幹部候補生・後継者の育成 ・ 「農業法人経営者養成学校」の設置 ・ 他の経営における人材育成の取り組みとの比較による自らの取り組みの見直し	会員・協会 協会	農業における(優良事例等の)人材育成のあり方を検討 人材育成の事例的研究 Q&A方式のマニュアルの作成	「検討 模倣 改善 体得 改善…」というサイクルの継続的な取組み 法人間連携 他産業における(優良事例等の)人材育成のあり方を検討 会員への普及・啓発 その他、研修プログラムの作成・実行	継続的な取り組み 継続的な取り組み
(3) 従業員の確保・育成 ・ 若者の就職先の一つとしての農業法人 ・ 他産業並(orそれ以上)の所得の確保	会員・協会	福利厚生の充実 質の高い労働力の確保	継続的な取り組み やる気のある若者の確保(農業人フェア・インターンシップの利用等) 他産業経験者の効果的な登用(団塊の世代等の人生経験・特殊技能を有する人間の有効な登用等) 農業法人従業員を農業者と認めさせる制度の創設を検討	継続的な取り組み 継続的な取り組み

10. 人材育成

外国人研修制度の趣旨に基づき、農業・農村の実態に沿った改善を図るとともに、外国人労働の社会的意義を踏まえ、そのあり方について検討する

項目	取組主体	平成19年度	平成20年度	平成21年度
<p>(4)外国人研修・技能実習制度</p> <p>外国人研修・技術実習制度の整備・運用の見直し</p> <p>外国人研修・技能実習制度が農業の実態にあった制度として改善されるよう農業法人の受入れ意向・実態を把握し、農業法人特有の課題を抽出・検討し、具体的な改善策について提言・提案をまとめる</p>	協会	<p>受入れ意向・実態把握調査の実施</p> <p>↓</p> <p>課題の抽出・検討</p> <p>↓</p> <p>改善策について提言・提案</p>	<p>必要に応じて、提言・提案</p>	
<p>技術・技能移転の確保・評価</p> <p>技術・技能移転の実効性を高めるため、技能実習の技能修得を評価できるJITCO技能認定評価制度等の評価システムの導入を検討する</p>	協会・会員	<p>JITCO技能認定評価制度等導入の検討</p> <p>↓</p> <p>会員への普及・啓発</p> <p>↓</p> <p>JITCO技能認定評価システムの導入</p>	<p>継続的な取り組み</p> <p>継続的な取り組み</p>	 
<p>(5)外国人労働力活用の検討</p> <p>農業分野における外国人労働者の受入れについて、制度のあり方、国内労働市場への影響、農村地域社会への影響、社会的コストの負担等の観点から検討し、協会としての考え方を整理し、必要に応じて提言・提言をまとめる</p>	協会	<p>意向把握調査の実施</p> <p>↑↓</p> <p>検討会の実施</p>	<p>継続的な取り組み</p> <p>意見交換の実施</p> <p>必要に応じて提言・提案</p> <p>・農業団体 ・経済団体 等</p>	